



公用車のNHK放送受信契約の一部未締結について

テレビ受信機能が付いたカーナビ機器を搭載した公用車について、これまでNHK放送受信契約を締結しておらず、受信料を支払っていないことが確認されましたのでお知らせします。

■概要

全国の自治体において、テレビ放送が受信できるカーナビ機器を搭載した公用車のNHK受信料の未払いが報じられており、本市においても調査した結果、公用車26台の未契約が判明したことから、速やかに契約を締結し、未払金を支払うものです。

■未払い額

254万2,683円

■原因

地方自治体や企業が所有する事業用のカーナビ機器について、テレビ受信機能がある場合は、受信契約が必要となる認識が不足していたことによるものです。

■対応

NHKと放送受信契約を行い、カーナビ機器を搭載した時点まで遡って受信料を支払います。なお、テレビを受信する必要がない公用車のテレビ受信機を撤去しました。

■再発防止策

今後、カーナビ機器付きの公用車を購入する際は、業務上必要がある場合を除き、テレビ受信機を付けない仕様とします。

問合せ	総務部検査管財課 担当：石井（いしい）、百木（ももき） 052-613-7538、0562-38-6145
-----	---